

八千代市入札契約適正化委員会
令和 6 年度第 2 回定例会議 議事概要

日 時 令和 6 年 1 2 月 1 8 日（水） 午後 2 時から
場 所 八千代市役所 旧館 4 階第 1 委員会室

出席委員 高橋委員長，菊川委員，霞委員
事務局職員 財務部次長，契約課長，契約課職員 3 名，
経営企画課長，経営企画課職員 1 名
担当課職員 事業担当課職員 1 2 名

議題

1 入札及び契約手続の運用状況の報告について

事務局から令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告があった。

2 抽出案件の調査審議について

財務部契約課及び上下水道局経営企画課において令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日までの間に契約した案件の中から合計 6 件を抽出し，審議を行った。

(1) 抽出事案 1 「市民体育館改修（建築）工事」

【主な質問・意見等】

○ 10 億円を超える大規模と思われる案件で，入札参加資格要件を八千代市内に本店を有する事業者に限定しているが，規定等の理由はあるのか？

市内業者の受注機会の確保という観点から，市内業者で施工可能な工事について，一定数の事業者がある場合，八千代市制限付き一般競争入札実施要領第 5 条に基づき，入札参加資格要件を市内本店限定としている。

○ 第 2 回入札において 4 者が辞退しているが，辞退理由は？

1 者については技術者の確保が困難，その他 3 者については積算の結果，採算が合わないためという形になっている。

○ 第 2 回入札の辞退理由で技術者の確保が困難というのは，元々分かっている，入札に応じていると思うがどうか？

入札参加申請後も他の案件を受注したりしているため，技術者をその時点でやりくりしており，その結果，技術者の確保が困難となることはあり得ると考えている。

(2) 抽出事案 2 「都市計画道路 3・4・1 号線（西八千代）整備後交通量調査業務委託」

【主な質問・意見等】

○ 予定価格の 78% を最低制限価格に設定した理由は？

本案件は八千代市最低制限価格取扱要領の契約区分では、土木建設コンサルタント業務に分類されるが、設計書の諸経費の算出において、測量業務の諸経費率を採用しているため、土木建設コンサルタント業務での最低制限価格の算出が困難となっている。そのため、土木建設コンサルタント業務の最低制限価格の上限（100 分の 81）と下限（100 分の 60）の中で設定することとし、その設定に際しては、測量業務で算出した割合（78%）を参考としている。これが土木建設コンサルタント業務の上限と下限の間に収まっているため、78% という最低制限価格の割合を設定したところである。なお、国や千葉市等でも同様の方法で最低制限価格を算出していることを確認している。

○ 入札参加資格について、事後審査とする理由は何か。

本市では事前審査のものは議決関係に限っており、それ以外は事後審査としている。事後審査とすることで落札候補者のみ審査をすれば良いため、事務の効率化となっている。

○ 落札率 100% となっているが、こういったことは考えられるのか？

本業務に関しては、千葉県積算基準等が適用できない内容のため、設計額を決める段階で 3 者の見積もりを徴取した上で、その中の平均値に最も近い見積価格を採用し、その金額に人件費等の労務費を再計算し、発注金額としている。見積もりを徴取している業者の中には落札業者も入っており、その見積もりの金額が 3 者の平均の近似値という形になったため、今回のように入札の見積もりの内訳と同様になることは考えられると認識している。

(3) 抽出事案 3 「(仮称) 八千代市こども計画策定支援業務委託」

【主な質問・意見等】

○ 変更契約を締結しているが、元々の委託業務の内容と変更契約の内容に同一性があると言えるのか。変更契約の金額も大幅な増加となっているため、別途入札するべきではなかったのか？

契約内容に関しては、こども基本法が制定されたことで調査の幅が広がり、元々の契約でも、子どものイベント等を実施して意見を聴取する予定であったため、基本的な目的自体には大きな変更がないと考えた上で、変更契約を選択した。

再入札に関しては、現行の事業者がその主たる目的である計画策定を順

調にスケジュールどおりに進めるには、入札手続きを実施する暇がない状況であったため、現行の事業者が継続するという前提で手法を検討したところである。

○ 変更契約の必要性は理解できるが、増加した金額が元の落札額の2倍近い金額になっており、他の価格を下げる要因も働かなくなるため、工夫する余地があったのではないか。【意見】

○ 入札で6者中5者が辞退しているが、辞退理由はどのように分析しているか？

辞退した5者それぞれが人員不足という形の辞退理由になっている。

○ こども計画の策定は、今後拡充していくという状況だったのか。

国からは昨年12月に計画策定についての通知があったところである。それに伴って全国的に動き出したため、どこの業者も各市町村の方で請け負う形になることから、人員不足という状況になってしまったと認識している。

(4) 抽出事案4「電子契約サービス提供業務」

【主な質問・意見等】

○ 予定価格220万円に対して60円で落札したことをどう理解すべきか。

60円という落札金額の理由としては、以下の3点を業者から聴取しているところである。

- ・電子契約サービスは既に民間では広く普及しており、新たに開発したり、カスタマイズをするようなものではないこと。
- ・本市が千葉県で初めてGMOサインの電子契約を導入するため、本市と取引する企業に対しての宣伝効果を見込んでおり、自治体からの利益を見込んでいる訳ではないこと。
- ・LGWANの認証局を自社グループで有していること。

○ 1円で入札した業者が無効になった理由は？

1円で入札した事業者が無効となったのは、本件は月額利用サービスにあたるため、月額または年額でサービス料金として均等になる金額で入札するように指示をしていたが、総額で1円で入札してきたため、条件に反していることから無効となったものである。

○ 60円という落札金額からセキュリティ上の問題や履行上の問題はないのか。ダンピングの懸念から保守業務など本件に関連する業務は想定され得るのか。

まずセキュリティに関しては、クラウドサービス分野におけるISMS認証、ISMAPクラウドサービスリスト、クラウド情報セキュリティ監査による認定、これらのいずれかを登録又は取得していることを入札参加

資格要件としているため、セキュリティ上の問題はないと認識している。ダンピングについては、民間では既に広く普及しているサービスであり、特段新しく開発する訳ではないこと、導入前に実証実験で使用感を確認していることから問題ないと認識している。よくある 1 円入札でその後の保守業務で多額の費用が掛かることがあるが、本件は特段保守に費用が掛かっていることはなく、純粋にサービスを利用するだけのものとなっているため、別途費用は発生しない。

(5) 抽出事案 5 「ゆりのき台 7 丁目 1 6 番地先配水管改良工事」

【主な質問・意見等】

○ 落札業者の同種工事の実績について。

平成 30 年から令和 5 年の間で 10 件契約している。

○ 第 1 回入札と第 2 回入札で大きく数字が変わっていて、第 2 回の入札の金額であればほとんどの業者が予定価格の範囲内となっているが、第 1 回入札と第 2 回入札の間はどのぐらいの日数があるのか。また、第 2 回入札金額についてどの部分を下げたのかという確認はしているのか。

第 1 回入札の翌日に第 2 回入札を行っている。第 2 回入札金額について、どの部分を下げたかまでは確認していない。

○ 第 2 回入札で、同じ金額で入札した業者が数者あるが、偶然と考えてよいのか。

偶然であると考えている。

(6) 抽出事案 6 「大和田 1 0 3 番地先雨水排水整備工事」

【主な質問・意見等】

○ 2 者のみの応札であった理由についてどう分析しているか。

工期が長く、技術者を専任で配置する必要があり、他の工事の受注機会を損なってしまうことから、配置できる技術者がいなかったということ、また、現場の施工条件が厳しいため、土地勘のない市外業者は参加しにくかったのではないかと分析している。

○ 第 2 回入札で辞退した業者の辞退理由は。

積算の結果、採算が合わないという理由で辞退している。

3 その他

次回開催日については、令和 7 年 7 月から令和 7 年 8 月頃で調整する。

抽出方法及び次回抽出委員については、3 月をもって現在の委員の任期が切れることから、新たな体制の下で事務局に一任する。

以上のとおり決定した。